

第 4 次射水市行財政改革大綱

令和元年 9 月

射水市

目 次

第 1	行財政改革の趣旨	
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本市を取り巻く社会環境等の現状と課題	2
3	更なる行財政改革の必要性	9
第 2	行財政改革の基本姿勢	
1	目指すべき方向性	1 0
2	行財政改革の基本方針	1 1
3	第 4 次行財政改革大綱の体系	1 3
第 3	行財政改革の推進方法	
1	第 4 次射水市行財政改革集中改革プランの策定	1 4
2	推進期間	1 4
3	推進体制	1 4
4	進行管理	1 4

第1 行財政改革の趣旨

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、平成18年度に射水市行財政改革大綱を策定して以降、3次にわたり行財政改革大綱を策定し、継続的に取組を進めてきました。

この間、市単独補助金等の経費削減や職員適正化計画に基づく職員数の適正化をはじめ、公共施設の見直し等の『量』的な改革に取り組み、収支改善を図ってきました。

【行財政改革に掲げた取組の収支改善額の推移】

項目	行財政改革大綱 (H18～22年度) 改善目標額：設定なし	第2次行財政改革大綱 (H23～25年度) 改善目標額：10億円 ※	第3次行財政改革大綱 (H26～30年度) 改善目標額：8.4億円
市単独補助金・委託料等の見直し	458,635千円	120,654千円	86,546千円
正規職員人件費	1,067,313千円	430,317千円	233,948千円
指定管理者制度導入	213,441千円	14,829千円	18,129千円
民間委託等による改善	72,492千円	185,491千円	47,762千円
公共施設の見直し		73,561千円	89,807千円
その他	87,073千円	13,979千円	125,722千円
収支改善総額	1,898,954千円	838,831千円	601,914千円
達成率	—	83.9%	71.7%

※ 第2次行財政改革大綱の推進期間は、平成23年度から27年度までの5年間としていたが、平成25年度までの3年間に変更。これは、平成26年度に新たな総合計画を策定することに併せ、必要な見直しを行い、第3次行財政改革大綱に移行したため。なお、改善目標額の10億円は、当初予定の5年間の推進期間で掲げた金額

また、第3次行財政改革大綱からは『量』の改革と『質』の改革の両立を掲げ、最適なサービス提供主体や提供方法を踏まえた指定管理者制度の活用をはじめ、市民協働の推進、ICTの有効活用等の収支改善には表れない効果の視点も踏まえて、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目指してきました。

【第3次大綱における効果の視点ごとの取組達成数】

効果の視点	取組達成数	主な取組事例
経費の節減	54	指定管理者制度の効果的な活用 等
費用対効果の向上	15	市単独補助金・委託料等の見直し 等
事務効率の向上	21	事務事業評価の見直し 等
業務量の低減	27	長期包括運営業務委託の導入 等
公平性・公正性の確保	13	使用料・手数料の見直し 等
地域の活性化・魅力向上	14	市観光振興計画の策定 等
財政・経営の健全化	33	市債の繰上償還 等
透明性の確保・市民への説明責任	12	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施 等
市民協働の推進	7	公募提案型市民協働事業の実施 等
サービスの向上	39	庁舎整備後の窓口サービスの充実 等
職員の能力・組織力の向上	11	人事評価制度の適正運用 等

※ 取組達成数は、一部達成を含む取組数としています。なお、効果の視点は、複数該当としています。

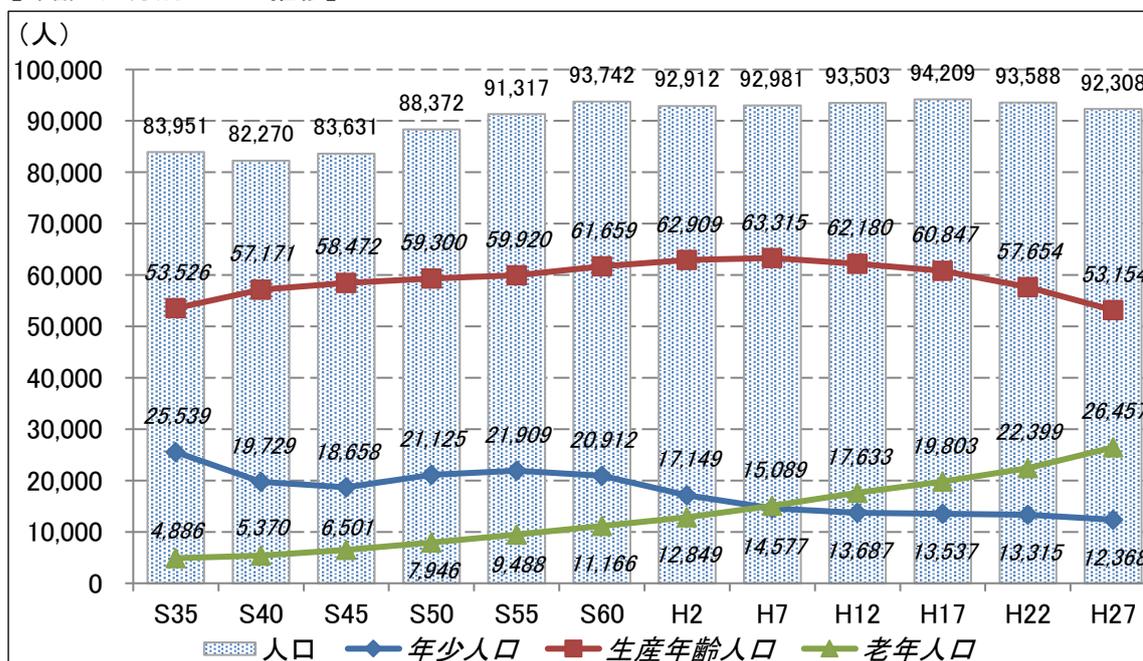
2 本市を取り巻く社会環境等の現状と課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少社会

【現状】

国勢調査による平成27年の本市の人口は、92,308人であり、平成17年の94,209人をピークに減少傾向にあります。また、近年では、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）が共に減少し、老年人口（65歳以上人口）が増加していることから少子高齢化の傾向が強まっています。

【年齢3区分別人口の推移】

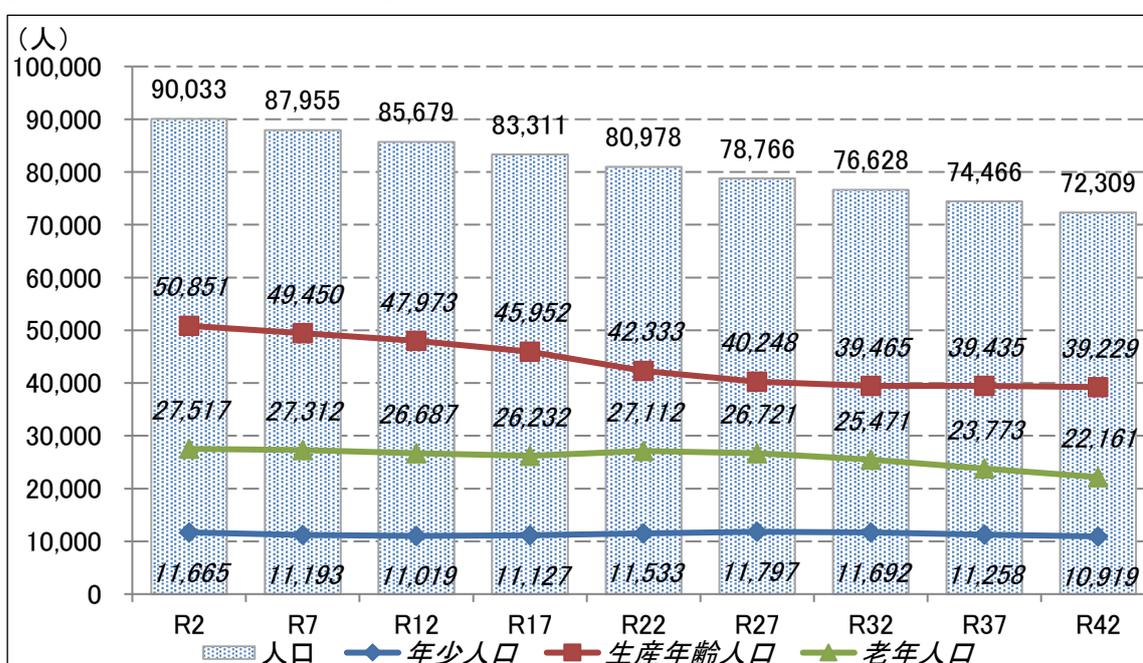


【課題】

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した推計では、令和42年の本市の人口は約6万4千人まで減少すると見込まれます。本市では、平成27年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の加速度的な進行を抑制するための様々な取組を進め、令和42年では7万2千人の人口を確保することを目標にしています。

今後は、これらの人口減少や人口構成比率の変化に伴い地域コミュニティの機能の低下、地域産業の担い手不足、空き家の増加等の地域を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、これらに対応する政策の展開を行っていく必要があります。

【年齢3区分別人口の将来目標】



出典：射水市人口ビジョン

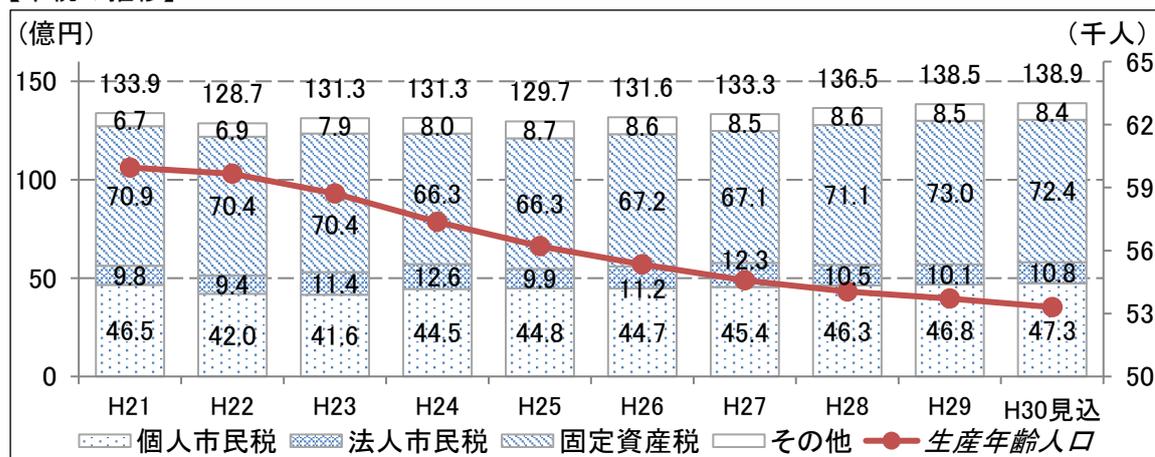
(2) 厳しい財政状況

【現状】

① 市税の推移

歳入の根幹である市税は、人口や景気等の影響を受けて変動します。近年は、生産年齢人口が減少傾向にあるものの、雇用・所得環境の改善が続き、景気の緩やかな回復基調に伴う賃金水準の改善や企業の設備投資等により、総じてほぼ横ばいで推移しています。

【市税の推移】



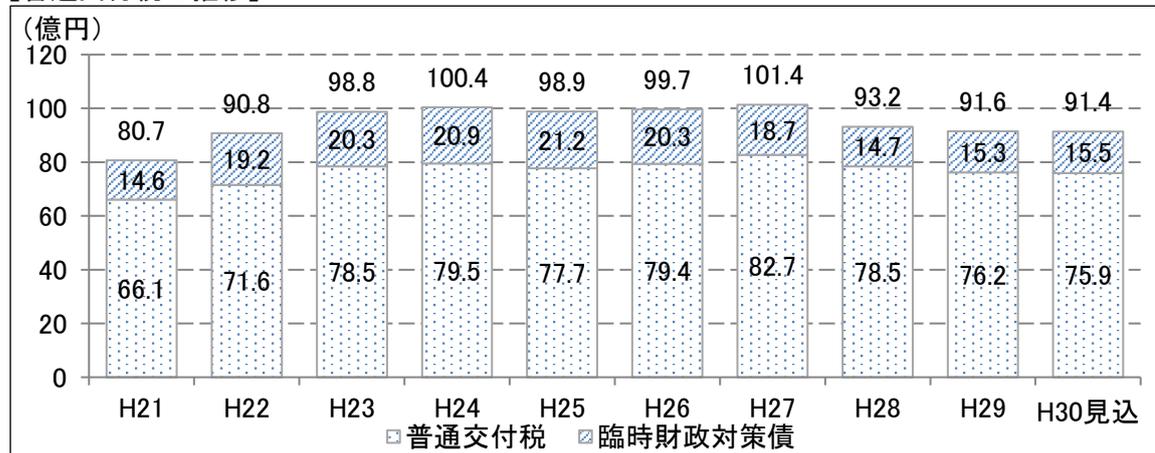
※ 表示単位未満を四捨五入で記載しているため、各項目の数値と合計値とが一致しない場合があります。以下、掲載しているグラフについても、同様な理由により一致しない場合があります。

② 普通交付税の推移

普通交付税については、合併後10年間、旧市町村が存続していたものとみなして算定されていた特例措置（合併算定替）が平成27年度に終了し、平成28年度から令和2年度にかけて段階的な縮減が始まっています。

令和3年度以降は、本来の射水市の交付税額（一本算定）に移行し、合併算定替による加算が完全なくなります。

【普通交付税の推移】

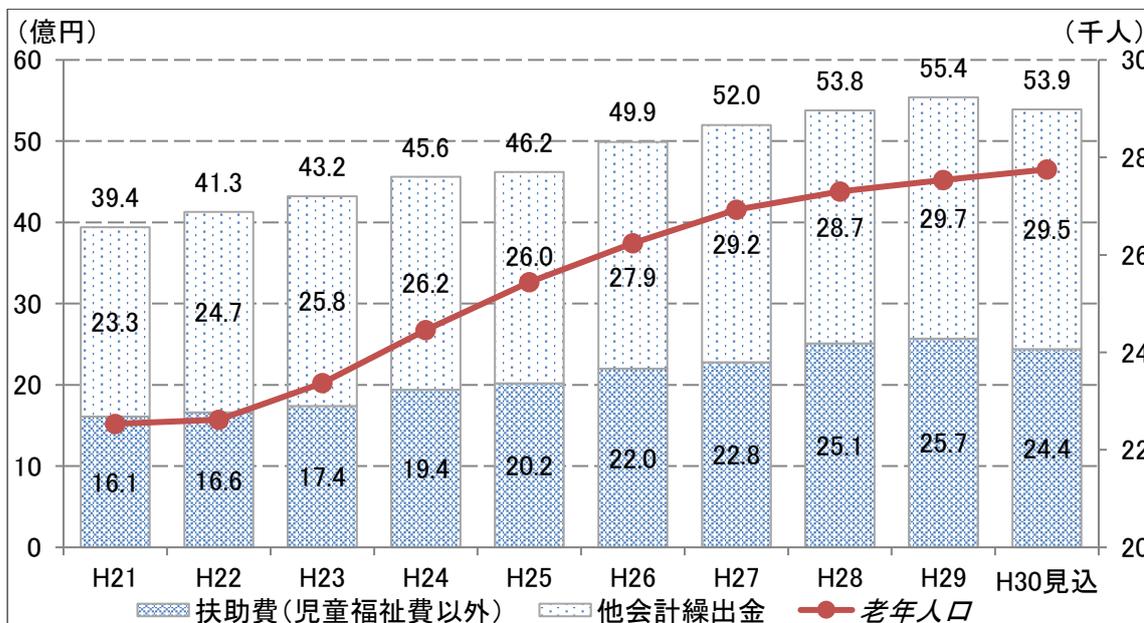


※ 普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めて図示しています。

③ 扶助費及び他会計繰出金の推移

歳出面においては、高齢化の影響により、扶助費や後期高齢者医療事業、介護保険事業等、他会計への繰出金を含めた社会保障関係費が増加傾向にあります。

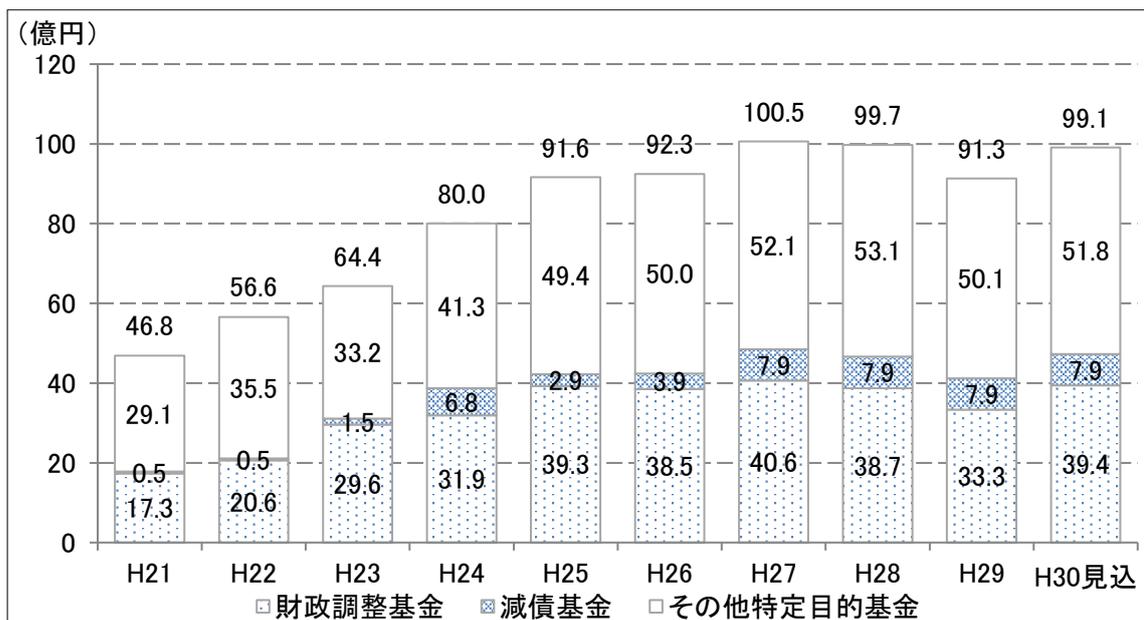
【扶助費(児童福祉費以外)と他会計繰出金の推移】



④ 基金現在高の推移

基金は、厳しい財政状況が予想されることを踏まえ、今後見込まれる財源不足を解消するため、計画的に積み立てています。

【基金現在高の推移】

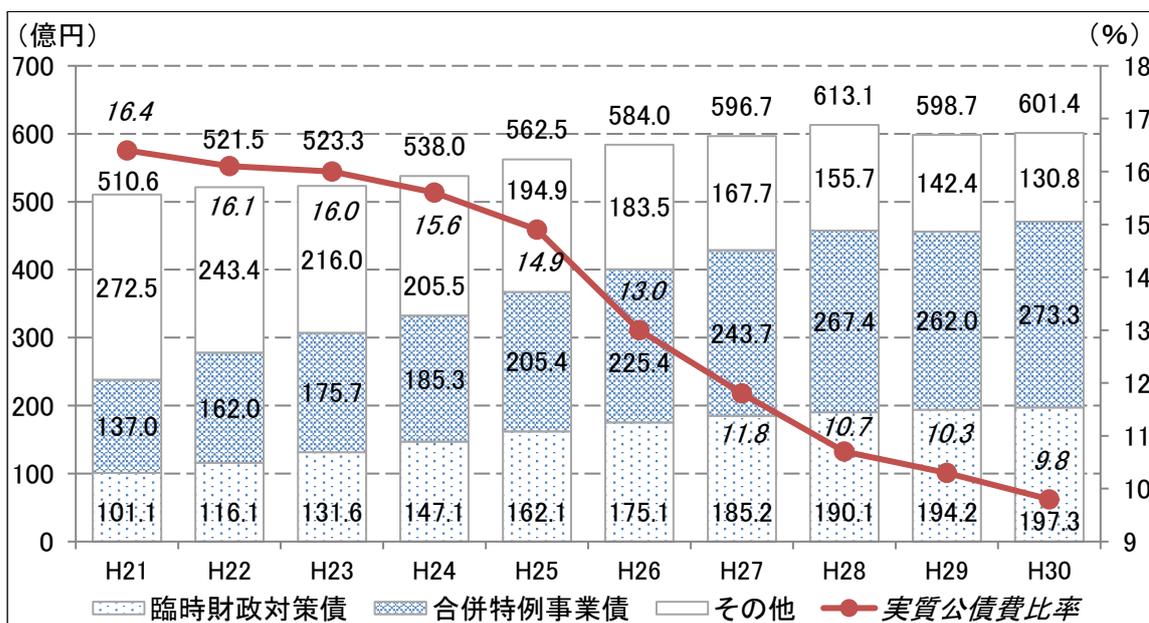


⑤ 市債残高、実質公債費比率の推移

市債残高は、小・中学校の耐震化、統合庁舎やコミュニティセンターの整備等、合併後のまちづくりを計画的に進めてきたことから、増加傾向にあります。

一方で、将来負担の軽減を図るため、交付税措置率の高い有利な市債を最大限活用するとともに、借入利率の高い市債の繰上償還等に努めており、一般財源の標準的な規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率についても毎年度低下するなど、実質的な負担額は、減少傾向にあります。

【市債残高、実質公債費比率の推移】



【課題】

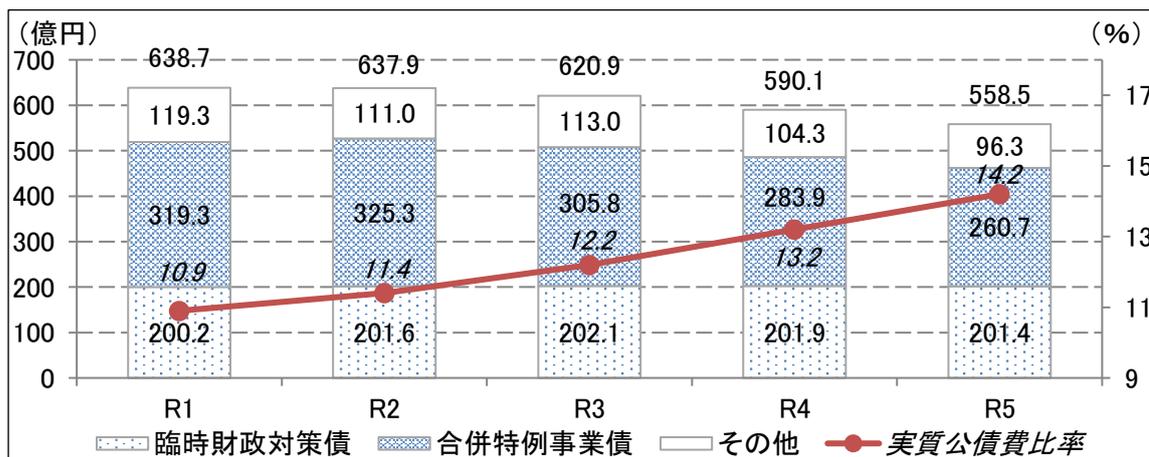
市税は、企業の設備投資や新たな宅地開発等による固定資産税の一時的な増収が見込まれるものの、3年に一度の評価替や、生産年齢人口減少に伴う市民税への影響等により、大幅な増収を見込むことができません。

また、これまでの合併団体への財政的な優遇措置であった普通交付税の合併算定替や合併特例事業債発行の終了が、今後の財政運営に大きな影響を与えます。

普通交付税においては、令和3年度からの一本算定によって、合併算定替額と比較して約10億円の減額（平成28年度における試算）になると見込まれます。

交付税措置率の高い合併特例事業債についても、令和2年度には発行限度額に達する予定であり、その後は交付税措置のない又は低い市債を活用するため、毎年度減少していた実質公債費比率は上昇するものと考えられます。

【市債残高、実質公債費比率の推移】



出典：射水市中長期財政計画(平成29年3月策定)

その一方で、歳出面では、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や公共施設等の老朽化に伴う維持修繕費の増加に加え、これまで削減に努めてきた人件費についても再任用制度の任用期間の延長や会計年度任用職員制度による処遇改善等によって同様の削減は困難となることが予想されます。

また、引き続き、総合計画や地方創生に掲げた本市の将来像の実現を目指す事業については、切れ目なく予算措置をしていかなければなりません。

その結果として、財源不足の規模が拡大し、基金への依存度が高まることが予想されます。

このように厳しさを増す財政状況において、真に行政が担うべき役割を一層見極め、選択と集中による健全な財政を堅持していかなければいけません。

なお、令和元年度に総合計画後期実施計画の見直しと新たな財政見通しを策定することとしています。

【射水市中長期財政計画】

単位：百万円

歳入\年度	R1	R2	R3	R4	R5	歳出\年度	R1	R2	R3	R4	R5
市税	14,439	14,185	13,815	13,744	13,695	人件費	5,215	5,225	5,096	5,045	5,048
地方譲与税	340	340	340	340	340	扶助費	6,788	6,791	6,799	6,809	6,784
交付金	1,816	2,336	2,238	2,247	2,255	公債費	5,864	5,681	6,015	6,240	6,099
地方交付税	7,720	7,020	7,320	7,320	7,120	義務的経費計	17,867	17,697	17,911	18,094	17,931
分担金・負担金	554	546	583	577	558	投資的経費	6,622	5,010	3,450	1,541	1,176
使用料・手数料	521	572	646	646	646	物件費	5,334	5,395	5,342	5,347	5,369
国・県支出金	6,216	6,305	5,721	5,461	5,314	補助費等	4,395	4,296	4,059	3,999	3,937
繰入金	551	776	1,005	1,035	1,235	投資及び出資金	740	758	792	793	801
うち合併地域振興基金繰入金	147	402	642	769	1,025	繰出金	3,264	3,407	3,446	3,495	3,666
うち公共施設建設等基金繰入金	253	223	213	115	60	その他	1,610	1,613	1,643	1,660	1,637
市債	6,350	4,773	3,442	2,279	2,076	歳出計	39,831	38,176	36,643	34,928	34,516
うち臨時財政対策債	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570						
その他収入	1,324	1,323	1,533	1,281	1,278						
歳入計	39,831	38,176	36,643	34,928	34,516						
うち一般財源総額	25,885	25,450	25,283	25,220	24,980						

(3) 公共施設等の老朽化

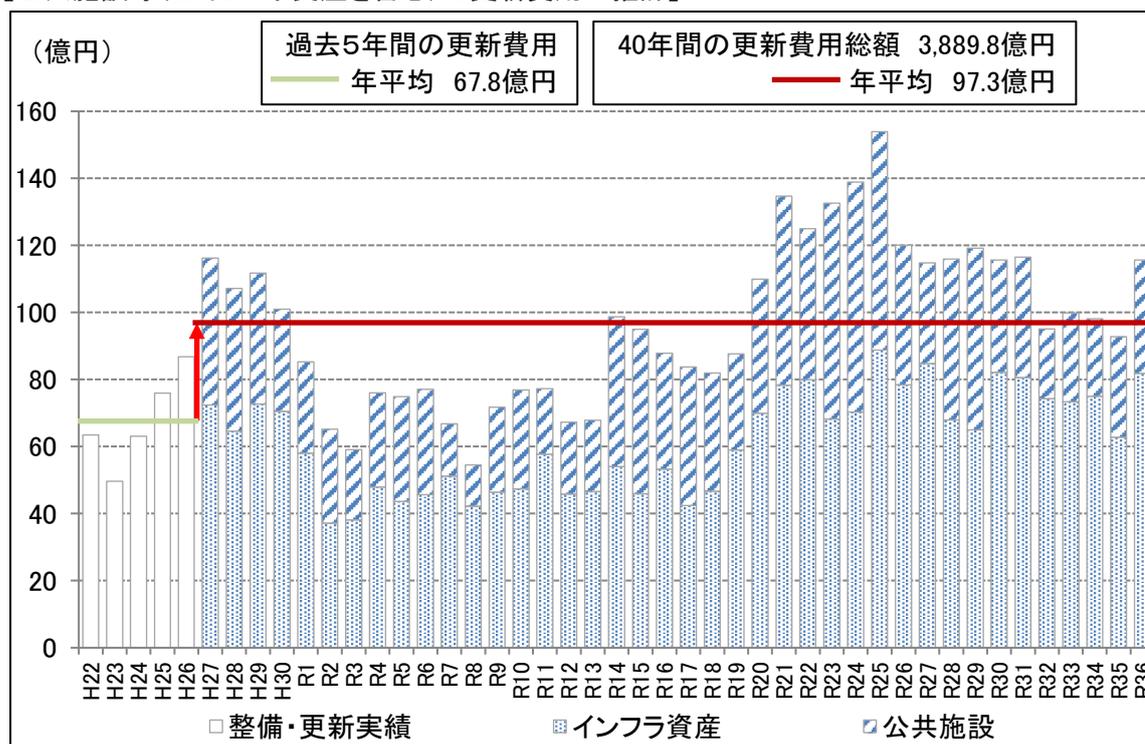
【現状】

本市は、合併の影響により機能的に重複した公共施設を複数所有しており、平成27年4月1日現在で439施設、建物の延床面積は約42.1万㎡となっています。

また、これらの多くの施設が、建築後40年を経過しており、今後数年後には、全体の4割を占めることになります。

これらの公共施設を今後も所有していくと仮定した場合の更新に必要な費用は、平成27年度から令和36年度までの40年間で総額1,418.2億円、年平均35.5億円となる推計結果が出ました。さらに、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産の将来の更新費用も加えた場合は、総額3,889.8億円、年平均97.3億円となる推計結果が出ています。

【公共施設等(全インフラ資産を含む)の更新費用の推計】



出典：射水市公共施設等総合管理計画

【課題】

前述のとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設等を現状のまま更新していくことは困難です。インフラ資産については、社会生活上不可欠であり総量の削減は現実的ではないため、長寿命化を図りながら更新費用の抑制に努める必要があります。公共施設については、必要なサービスを維持していくことを考え

ながら、機能を集約して総量の圧縮に努めていかなければいけません。併せて、民間の資金やノウハウなどを積極的に活用し、経費の抑制にも努める必要があります。

真に行政が担うサービスを見極め、人口減少を見据えた上で公共施設の将来のありべき姿を検討し、実行していく取組を着実に進めていかなければいけません。

3 更なる行財政改革の必要性

この間、行財政改革大綱に基づく様々な取組を進めたことにより、一定の効果を上げつつも、第3次行財政改革大綱の推進期間においては、本市の長期的な成長につながる企業誘致や人口増加対策等への補助金が時限的に増加したため、収支改善目標額として掲げた8.4億円に対する達成率は71.7%にとどまりました。

わずか6年後の2025年度には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護・医療費等の社会保障関係費の急増が懸念されています。

また、約20年後の2040年度には、団塊ジュニアが65歳以上となり高齢化がピークに達すると同時に、若年労働力不足が深刻化すると予想されています。併せて、空き地・空き家の急増に伴う都市の空洞化とインフラの老朽化が顕在化することが考えられます。

そのため、国においては、一億総活躍社会の実現、働き方改革、人生100年時代構想等、国家プロジェクトとして新たな経済社会の実現を目指す動きが加速するなど、変革の時代を迎えています。

また、IoTやAI等の技術をあらゆる分野で活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会「Society5.0」（超スマート社会）の実現を目指しており、行政においても業務の効率化のみならず、行政全体の生産性を高めていくことが重要になってきています。

今後は、このような新しい時代の潮流を捉えつつ、本市における変化・課題を見据えて、その対応方法を市民と共有しながら、効率的かつ効果的な政策を展開するとともに、多様化・高度化する市民ニーズにも応え、本市の更なる成長につなげていかなければなりません。

その実現のために、あらゆる情報と限られた人材・財源・資産等を最大限に活用し、中・長期的かつ計画的な視点を持って、これまで以上に選択と集中を行いながら、市民とともに行財政改革をより一層強力で推進していく必要があります。

第2 行財政改革の基本姿勢

1 目指すべき方向性

これまでも課題として捉えてきた少子高齢化を伴う人口減少社会、厳しい財政状況、公共施設等の老朽化等、本市を取り巻く環境は、更に深刻な局面に突入しつつあります。

その一方、「とやま呉西圏域」をはじめ、課題を共有する他自治体等との広域連携に努めることやICT等の技術を生かすことは、行政サービスや行政組織等の在り方を変革する可能性を秘めています。

また、地域振興会をはじめ、市と共に考え、協働によるまちづくりを推進している各種団体とも課題や情報を共有し、相互の連携をさらに密にしながら、今後も主体的かつ継続的な活動を促していくことは、本市の大きな強みとなります。

市と市民等がこれら様々な課題と可能性について共通の認識を持ち、長期的な視点に立ち優先順位と目標達成時期を見定めつつ、施策・事業を展開していく必要があります。

そのため、引き続き「行政を経営する」という視点に立ち、新たな財源の確保に努めるとともに、受益と負担の適正化を図りながら、「最少の経費で最大の効果を生み出す」ことができるよう、これまで行ってきた経費の削減等の『量』的な改革を継続していきます。その際、本市の発展につながる戦略的な施策・事業については、着実に実行していくとともに、行財政改革の面からその有効性・効率性を常に確認するなど、経営感覚をもって取り組んでいきます。

また、本市自らもAI、RPA等のICTを活用しながら、「Society5.0」の実現に向け、集中して人的・財政的資源を投資するなど、「生産性の向上」を目指した取組に挑戦するとともに、「最適なサービス提供主体」を見極め、市民との協働をはじめ、新たな価値を共に創ろうとする多様な主体と積極的に連携・協力を図ります。併せて、職員については、前例にとらわれることなく行政の在り方を見直す構想力とイノベーションを生み出す柔軟な発想力の育成に努め、『質』を重視した市民サービスの提供にスピード感を持って取り組みます。

2 行財政改革の基本方針

第4次行財政改革大綱では、「将来を見据えた経営基盤の確立と自立した都市の実現」を目標とし、そのために「長期的な課題を踏まえた「量」の改革と「質」の改革の両立」の視点を持って、次の3つの基本方針に基づき行財政改革を進めていきます。

基本方針1 協働・共創による質の高い行政経営の推進

成熟社会の進展に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに即した行政経営を行うため、これまでの地域振興会との協働に加え、本市に活動拠点を有するNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業等とより一層の共創によるまちづくりを推進するとともに、他自治体との広域連携に取り組みます。また、市民の視点で行財政改革を推進するため、市政の透明性の向上を図るとともに、市民の理解と協力が得られるように努めます。

<取組項目>

- ① 市政情報の共有と協働・共創によるまちづくりの充実
- ② ICT（情報通信技術）の有効活用と効果的な市民サービスの提供
- ③ 民間活力によるサービスの向上

基本方針2 効率的・戦略的な財政運営

限られた経営資源を社会経済環境や市民ニーズの変化に合わせ効率的に活用し、また、本市の発展に寄与する施策を戦略的に展開し、持続可能な財政運営を推進します。

<取組項目>

- ① 事務事業の効率化・適正化
- ② 公共施設マネジメントの促進と資産・債務の適正化
- ③ 自主財源の確保及び創出
- ④ 公営企業の経営健全化

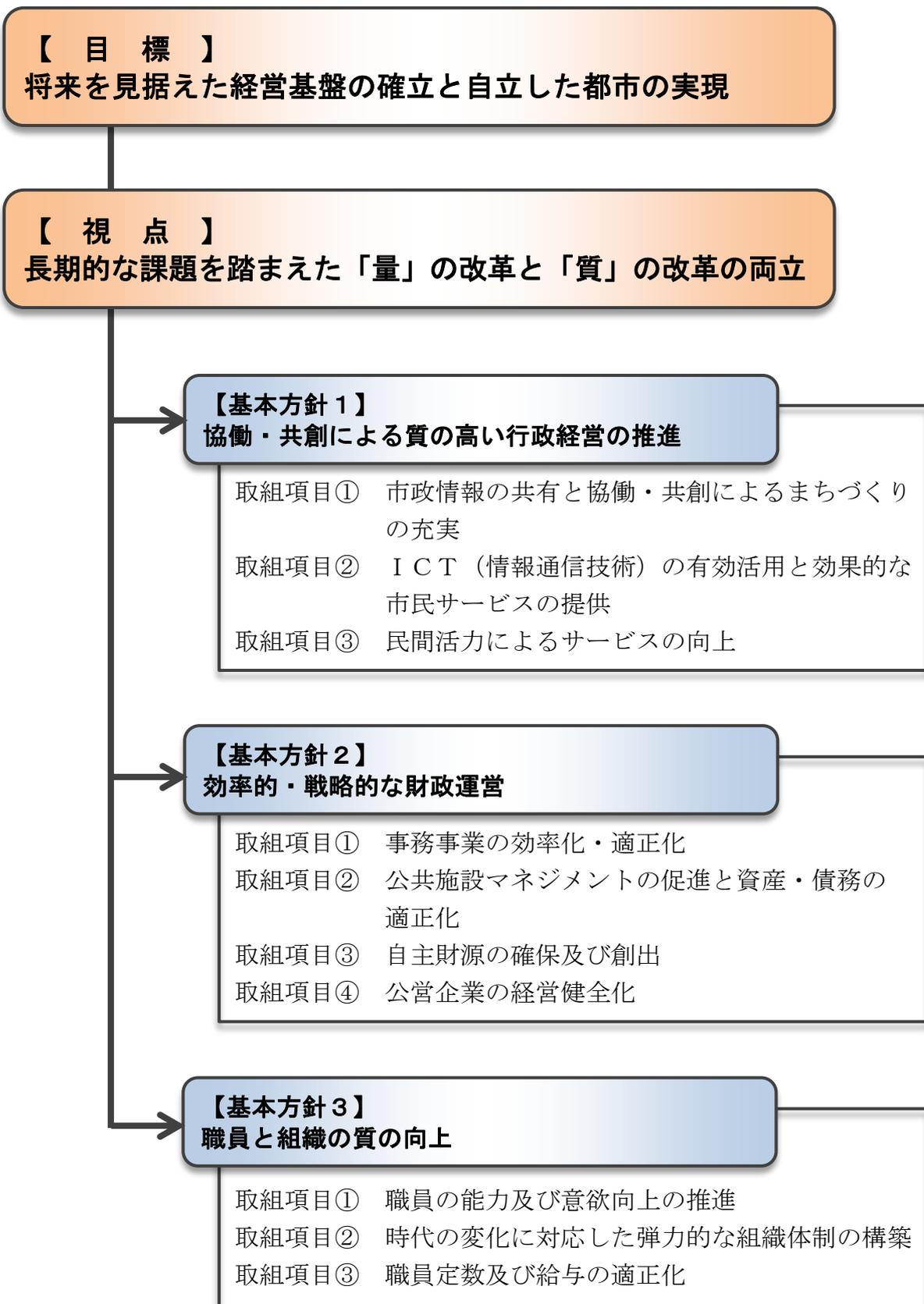
基本方針3 職員と組織の質の向上

全ての職員が、費用対効果を意識した事務・事業の改善等に取り組む必要があるため、施策相互の関連性を十分理解し幅広い視野を身に付けた人材の育成につながる研修等の充実を図ります。また、働き方改革を推進しながら、市の将来を見据えた効率的・効果的なサービスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

<取組項目>

- ① 職員の能力及び意欲向上の推進
- ② 時代の変化に対応した弾力的な組織体制の構築
- ③ 職員定数及び給与の適正化

3 第4次行財政改革大綱の体系



第3 行財政改革の推進方法

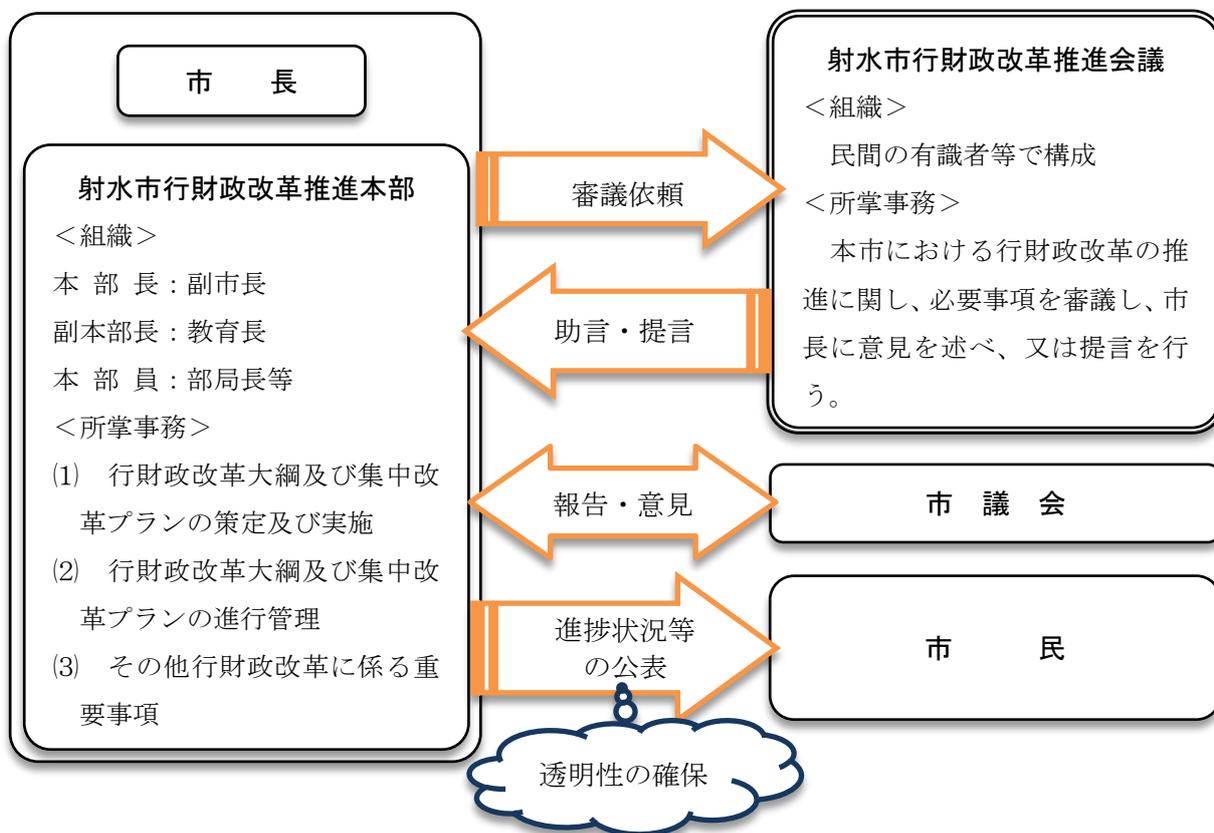
1 第4次射水市行財政改革集中改革プランの策定

第4次行財政改革大綱に掲げた取組を着実に実行するため、具体的な数値目標を盛り込んだ、新たな集中改革プランを策定します。

2 推進期間

第4次行財政改革大綱及び第4次集中改革プランの推進期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

3 推進体制



4 進行管理

集中改革プランに実効性を持たせるため、行財政改革推進本部において進行管理を行います。進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化等に的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行います。

なお、毎年度の進捗状況や成果については、行財政改革推進会議及び市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報を活用し、市民に対し随時公表していきます。